

申請に対する処分

処分名	療養費の支給決定
根拠法令	国民健康保険法第54条
所管課	国民健康保険課（名瀬）保険福祉課（住用）市民課 （笠利）

1 審査基準

申請を行うことができる人

国民健康保険の被保険者でやむを得ず医療給付相当額を全額支払った被保険者が属する世帯の世帯主

支給申請の方法

「国民健康保険療養費支給申請書」に療養に要した費用に関する証拠書類（診療報酬明細書，領収証等）を添付し申請する。

支給の要件

ア 一般診療の場合

(ア) 療養の給付を行うことが困難と認められる場合

(イ) 病気又は負傷等に際し、直ちに診療又は手当てを受けなければならない等、緊急その他やむを得ない理由により保険医療機関以外の医療機関に等に受診した場合

(ウ) 旅行中の急病で被保険者証を所持していないとき等、やむを得ない理由により被保険者証の提出ができない場合

イ その他の場合

(ア) 治療用補装具：治療上必要不可欠であり、医師の同意があること。

(イ) 柔道整復師の施術：対象疾患であること。

(ウ) 鍼灸、按摩、マッサージ：対象疾患であり、医師の同意があること。

(エ) 生血：治療上必要不可欠で、医師の同意があること。

2 標準処理時間

30日から60日までの間（ただし，診療報酬明細書等の審査次第によっては，若干支給時間が延びる可能性がある。）